

ドローン（無人航空機）賠償責任保険仕様書

1 保険期間

令和8年6月10日午後4時から1年間

2 被保険者

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市長 松井 孝治

3 被保険無人航空機

(1) 機種名 **Mavic 2 Enterprise**

(2) 台数 2機

4 補償内容

ドローン（無人航空機）の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において損害賠償金及び訴訟費用をてん補するもの。

(1) てん補限度額及び免責金額

対人賠償 1億円

対物賠償 1億円

免責金額 0円

(2) 補償内容詳細（同等内容の補償も認める。）

ア 法律上の損害賠償金

イ 訴訟費用

ウ 損害防止軽減費用

エ 初期対応費用

事故の初期対応のために支出した費用を補償。

オ 協力費用

役務提供者が損害賠償請求の解決に当たる場合において、役務提供者の求めに応じて協力するために支出した費用。

カ 人格権侵害補償

(3) 付帯する特約（同等内容の特約も認める。）

ア 管理財物補償

業務を遂行するにあたり、使用または管理する他人の財物の損害（修理費および損害賠償）を補償する特約。

5 その他の事項

(1) 本仕様書に定めのない事項については、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款（又は同等内容の約款）の規程を準用する。

(2) 疑義が生じた場合は協議の上決定するものとする。